

(案)

那覇市教育委員会総務課保存マイクロフィルム複製・廃棄業務委託契約書

那覇市教育委員会総務課保存マイクロフィルム複製・廃棄業務委託について、那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

(業務の委託)

第1条 甲は、那覇市教育委員会総務課保存マイクロフィルム複製・廃棄業務委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(業務の内容)

第2条 乙は、法令規則等で定めた基準及びこの契約書並びに「マイクロフィルム複製・廃棄業務委託仕様書」で定めた内容に基づき、業務を実施しなければならない。

(委託料)

第3条 本契約の委託料は、金〇〇〇〇〇円（うち法令所定の消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円）とする。

2 甲は、業務履行確認後、乙の適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲が前項の支払いを遅延した場合には、遅延した支払額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(委託期間)

第4条 本契約の委託期間は契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 甲は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(秘密の保持)

第6条 乙は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査等)

第7条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、または委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(案)

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。

(違約金)

第9条 乙は、第4条に規定する委託期間に、次条の規定により契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(解除等)

第10条 甲は、次の各号いずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙または乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条1項第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(4) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第11条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第13条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する一切の紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、那覇簡易裁判所または那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(案)

(協議)

第 15 条 この契約書に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自がその 1 通を所持する。

令和 5 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

乙 ○○○○  
○○○○  
○○○○